

知事の専決処分に対する意見について

知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により専決処分を行う教育委員会関係の事案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年8月7日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

広島県高等学校等奨学金償還金に係る滞納者に対し、償還金及び督促手続費用を支払わなければならない旨の訴えを提起することについて、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 専決処分の内容

広島県高等学校等奨学金償還金の支払請求に係る訴えの提起計2件…… P1～4

3 臨時代理年月日

令和2年7月30日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第3条

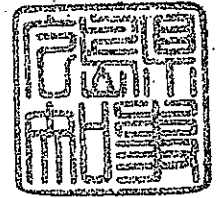
第3条 教育長は第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年7月29日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、訴えを提起することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



# 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，広島県高等学校等奨学金償還金の支払請求に関する訴えの提起について，次のとおり専決処分をする。

令和 2 年 7 月 日

広島県知事 湯崎英彦

## 専決処分の内容

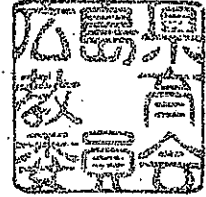
次表第 1 欄に掲げる者は，同表第 2 欄に掲げる広島県高等学校等奨学金償還金及び同表第 3 欄に掲げる督促手続費用を支払わなければならない旨の訴えを提起する。

相手方	償還金	督促手続費用	管轄裁判所
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	250,000 円	3,483 円	可部簡易裁判所

令和2年7月30日

広島県知事様

広島県教育委員会



議案に対する意見聴取について（回答）

令和2年7月29日付けで意見を求められたことについては、同意します。